

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和二年四月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（一級基準点及び三級基準点の設置）
- 二 測量の地域 奈良市内（奈良文化財研究所近傍）
- 三 測量の終了年月日 令和二年三月十七日